

2010年6月14日

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター長
久保 真 殿

財団法人 日本規格協会
品質システム審査員評価登録センター
所長
高田 道広 殿

社団法人日本航空宇宙工業会
航空宇宙品質センター(JAQG)
航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)

議長 佐古 澄男



IAQG Resolution log などの関連機関への展開について (依頼)

日頃より航空宇宙ならびに防衛産業界の認定・認証にご理解とご協力いただき大変ありがとうございます。
でございます。

先般、IAQG OPMTにて採択されました IAQG Resolution log、SJAC 9101D、IAQG 補足規定 001 の発行を踏まえ、SJAC 9010C の変更を行います。ここに関係機関への展開を書面にてご依頼申し上げる所存です。

添付に今回、JAB 殿を通じて関連機関への展開をお願いする SJAC9010C の変更対照表を記します。

ご不明な点がございましたら、ご連絡お願い申し上げます。

以 上

表1 SJAC9010C 変更対比表

下表では、SJAC9010C の変更について、JIS Q 9100 適用版に係らず変更する項目及び JIS Q 9100:2009 認証の場合に限定して変更する項目を区別して記す。

1. JIS Q 9100 適用版に係らず規定を変更する項目 (JIS Q 9100:2004 及び JIS Q 9100:2009 認証に共通)

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
6.4 (Resolution log#51、54)	(規定なし)	品質マネジメントシステム認証機関は、IAF MD3 (JAB M303) で規定されている ASRP 及び IAF MD4 (JAB MS304) で規定されている CAAT を JIS Q 9100 認証のために適用してはならない。 また、品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 認証の移転のため、JIS Q 17021 及びこの規格のほか、IAF MD2 (JAB MS302) を適用しなければならない。
8.2.3 (Resolution log #53、SJAC 9104pre)	JIS Q 9100の複数サイト組織に対する審査の頻度は、以下の規定を適用しなければならない。 a) 2サイト以上の組織で、ISO/IEC Guide 62のIAFガイダンスの附属書3 (あるいはISO/IEC 17021への移行に伴いIAFから発行される同等文書) に記述されたサンプリング適用の基準を満たさない組織の場合は、全てのサイトを審査しなければならない。 (初回認証審査、サーベイランス及び再認証審査の区分に関係なく、全てのサイトを審査しなければならない) b) 2サイト以上の組織で、ISO/IEC Guide 62のIAFガイダンスの附属書3 (あるいはISO/IEC 17021への移行に伴いIAFから発行される同等文書) に記述されたサンプリング適用の基準を満たす組織の場合は、以下の規準に基づき訪問の頻度を決定する。	JIS Q 9100 の多数サイト組織に対する審査の頻度は、以下の規定を適用しなければならない。認証機関は、IAF MD1 (JAB MS301) で規定されている多数サイトサンプリングを JIS Q 9100 認証のために適用してはならない。 a) 初回認証審査 単一の認証に対する多数サイト組織の審査は、初回認証を授与する前に、適用可能なJIS Q 9100規格要求事項の全要素に対して、各々のサイトを審査することによって行われなければならない。 b) サーベイランス審査 サーベイランス審査について、認証機関の審査プログラムは、各々のサイトに対して適用可能なJIS Q 9100規格の条項について、認証有効期間で行われるサーベイランス審査で

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
	<ul style="list-style-type: none"> ・初回認証審査： 中央事務所と全てのサイトは、認証の決定及び認証文書の発行前の初回審査で、完全なJIS Q 9100の要求事項に基づき審査されなければならない。 ・サーベイランス： 中央事務所と約1/2の複数サイトについて3年間の認証サイクルの最初の年に審査されなければならない。中央事務所と最初の年に審査されなかった（残りの）全てのサイトについては3年間の認証サイクルの2年目に審査されなければならない。 サーベイランス審査の頻度が、年1回以上（例えば6ヶ月毎など）の場合、サーベイランス計画は、各々のサイトが、認証有効期間の最初の2年間で行われるサーベイランスで少なくとも1回は完全なJIS Q 9100の要求事項に基づき審査されなければならない。 いくつかの複数サイトを持つ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。 ・再認証審査： 再認証審査において、中央事務所と全てのサイトは、3年間の認証サイクルの3年目で審査されなければならない。中央事務所と全てのサイトの審査結果は、再認証の決定において考慮されなければならない。 <p>備考：JRMC07-019（2007年9月12日付）にて、上記のとおり、変更済みである。</p>	<p>少なくとも1回、審査されることを確実にしなければならない。 加えて、本部又は主たる事務所は、認証有効期間の最初の2年間のうち毎年、審査されなければならない。</p> <p>c) 再認証審査</p> <p>再認証審査について、認証機関の審査プログラムは、各々のサイトが、各サイト及び本部又は主たる事務所に対して適用可能なJIS Q 9100規格の条項について審査されることを確実にしなければならない。</p>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
付帯文書 B 注：OASIS 機能 変更に対応	<p>品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC (JAQG 事務局) へ通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告日付、審査の日程/期間及び審査人日 (man・day) ・認証に適用した航空宇宙品質マネジメントシステム規格 (適用した版を含む) <p>(後略)</p>	<p>品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC (JAQG 事務局) へ通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告日付、審査の日程/期間及び審査人日 (man・day) ・認証文書に記載されたサイト毎の従業員数及び審査人日 (man・day) ・OASISデータベース管理者 (Supplier Admin) 氏名及び (OASISに登録する) 電子メールアドレス (サイトにより管理者が異なる場合は、各サイトの管理者と電子メールアドレスを明記すること) ・認証に適用した航空宇宙品質マネジメントシステム規格 (適用した版を含む) <p>(後略)</p>

2. JIS Q 9100:2009 認証の場合に限定して規定を変更する項目

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
5.5 (IAQG 補足規定 001)	<p>この規格により品質マネジメントシステム認証機関及び審査員認証機関の評価を実施する認定機関の認定審査チームは、7.2 項に準ずる航空宇宙の知識/経験を有する人を含むこと。</p>	<p>* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ...認定機関の認定審査チームは、7.2 項に準ずる航空宇宙の知識/経験を有する人を含むこと。認定審査員は、JIS Q 9100:2009 の組織審査立会の前に IAQG 認可研修コースを成功裏に修了しなければならない。</p>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
3.15 (SJAC 9101D)	<p>不適合：一つ又は複数の品質マネジメントシステム要求事項が欠けている、又は、実施及び維持されていないこと。 あるいは、入手できる客観的証拠に基づいた、組織が供給している製品の品質に関して重大な疑いを生ずる状況。 不適合は、次の定義に従って分類される。</p> <p>重大 (Major)：JIS Q 9100 規格に規定されている管理要素が完全に欠如、崩壊しているか、製品又はサービスの完成度に悪影響を及ぼすと判断される不適合</p> <p>軽微 (Minor)：JIS Q 9100 規格への適合性に関連して、単純なシステム上の欠陥や、過失による一時的な手順上の不適合</p> <p>注：1つの要求事項に対する複数の軽微な不適合はシステムの完全な崩壊を表しており、これは重大な不適合とみなすことができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。</p> <p>不適合：一つ又は複数の品質マネジメントシステム要求事項が欠けている、又は、実施及び維持されていないこと。 あるいは、入手できる客観的証拠に基づいた、組織が供給している製品の品質に関して重大な疑いを生ずる状況。 不適合の分類は、SJAC9101D の定義による。</p> <p>参考 (SJAC9101D より抜粋)</p> <p>[重大な不適合 (Major Nonconformity)]</p> <p>要求事項を満たしていないことが、品質マネジメントシステム上の欠陥につながる、若しくは管理されたプロセス又は適合した製品を保証する能力を低下させる場合。重大な不適合は、次のうち1つ又はそれ以上の状態に該当することがあり得る：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品、又はサービスの完全性に対して悪影響を及ぼすと判定される不適合 ● JIS Q 9100 規格の要求事項、組織の手順、又は顧客の品質マネジメントシステム要求事項を満たすシステムの欠如又は完全な崩壊 ● 不適合製品の出荷という結果になり得る不適合 ● 使用目的に対する、製品又はサービスの有用性が失われる又は減少する結果になり得る状態 <p>[軽微な不適合 (Minor Nonconformity)]</p> <p>要求事項を満たしていないことが、品質マネジメントシステム上の</p>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
		<p>欠陥に繋がらない、若しくは管理されたプロセス又は適合した製品を保証する能力を低下させないような場合。軽微な不適合は、次のうち1つ又はそれ以上の状態に該当することがあり得る：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JIS Q 9100 規格の要求事項、又は顧客の品質マネジメントシステム要求事項を満たすシステムの、単純な欠陥又は過失 ● 組織の品質マネジメントシステムに関連する手順を満たすシステムの、単純な欠陥又は過失 <p>注記：1つの要求事項に対する複数の軽微な不適合（例えば、異なるサイト間又は、1つのサイト内の他課／他部門／他プロセスで起こる類似の不適合）は、システムの完全な崩壊を示すことになり得るため、重大な不適合として扱うことができる。</p> <p>(後略)</p>
6.3 b (SJAC 9101D)	(前略) ・スコアリング方法と不適合報告書の利用 (後略)	* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ・不適合報告書の利用 (後略)
6.3 e (SJAC 9101D)	(前略) ...とともに、JIS Q 9100 審査を実施するための具体的な手順、方法、審査技術を自己の審査システムの中に持ち文書化すること。	* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ...とともに、JIS Q 9100 審査を実施するための具体的な手順、

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
		方法, 審査技術を自己の審査システムの中に持ち文書化すること。 また、品質マネジメントシステム認証機関は、SJAC 9101 に規定する要求事項に従わなければならない。
8.1.1 (Resolution log #57、IAQG 補足規定 001)	(前略) ...他セクターの資格承認を有する、9100 規格 (JIS Q 9100 と同等規格) の航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員でなければならない。 (後略)	* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ...他セクターの資格承認を有する、9100 規格 (JIS Q 9100 と同等規格) の航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員でなければならない。 なお、審査チームの全ての審査員は、JIS Q 9100:2009 の審査の実施に先立ち、IAQG 補足規定 001 に定められた IAQG 認可研修コースを成功裏に修了し、JIS Q 9100:2009 について資格承認を有していなければならない。 (後略)
8.2.4 (SJAC 9101D)	(前略) ...への移行のための審査は、チェックリスト (SJAC 9101 品質マネジメントシステムの評価) を使用した... (後略)	* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ...への移行のための審査は、SJAC 9101 を使用した... (後略)
8.4.1 (SJAC 9101D)	(前略) ...で要求されている審査結果報告書及び質問書に記載されている項目を網羅した、JIS Q 9100 要求事項に対する... (後略)	* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。 (前略) ...で要求されている項目を網羅した、JIS Q 9100 要求事項に対する... (後略)

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
付帯文書 B (SJAC 9101D)	<p>品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC (JAQG 事務局) へ通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SJAC9101 に基づく評価得点 (SJAC9101 P6 和文版のみで可) ・ 審査結果 (SJAC9101 P3 参照) ・ 審査結果の要約 (SJAC9101 P5 参照) <p>(後略)</p>	<p>* JIS Q 9100:2009 認証について、次のとおり読み替える。</p> <p>品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC (JAQG 事務局) へ通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査結果 (SJAC9101 参照) ・ 審査結果の要約 (SJAC9101 参照) <p>(後略)</p>

以上